

「75歳になる月」の医療費の自己負担限度額が、1月から調整されます

「月の途中で75歳になった方」は、1月から誕生日の前と後に加入している医療保険制度で限度額が半額ずつになります（1日生まれの方は影響がないため対象外です）。限度額を超えて支払った場合、超えた額を支給します（対象者には個別にお知らせします）。

なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になります。これまでは、月の途中で75歳になって長寿医療制度に移行し、その月に高額な医療費がかかった場合、移行直前に加入していた医療保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払ってしまい、最高で限度額の2倍の金額を支払う場合もありました。

【図】 自己負担限度額が半額になる例（入院で医療費が高額になる例）

▼Aさん（74歳単身者（2月生まれ））で区分「一般」の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
長寿医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合計	1月：44,400円 (国保・被用者保険44,400円)	2月：44,400円 (国保・被用者保険22,200円、 長寿医療制度22,200円)	3月：44,400円 (長寿医療制度44,400円)

▼Bさん（75歳）、Cさん（74歳（2月生まれ））で区分が「一般」の場合

	Bさん 1月 Cさん	Bさん 2月 Cさん	Bさん 3月 Cさん
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
長寿医療制度	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 44,400円*	自己負担限度額 44,400円
合計	1月：88,800円 (国保・被用者保険44,400円、 長寿医療制度44,400円)	2月：66,600円 (国保・被用者保険22,200円、 長寿医療制度44,400円)	3月：44,400円 (長寿医療制度44,400円)

※同じ世帯で長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円です。外来の場合も同様に半額になります。
「現役並み所得者」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の区分の方も同様に半額になります。
被用者保険の自己負担限度額が上図の金額と異なる場合は、加入先にご確認ください。

— 1月から窓口負担割合が変更になる方がいます —

医療機関での窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は1月から1割負担になります。該当すると思われる方には個別にお知らせしています。

- 【要件】 次のすべてに当てはまる方です（3割負担の方全員が該当するわけではありません）
- ① 同じ世帯内に長寿医療制度の被保険者が1人
 - ② 同じ世帯内に70歳～74歳の方が住んでいる
 - ③ 上記①②の方で、収入（※）の合計額が520万円未満
- （※）収入とは、前年（平成19年）の所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く）で、必要経費（公的年金等控除や給与所得控除など）や所得控除を差し引く前の額です。

お問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
大雪地区広域連合事務局国民健康保険対策室 ☎82-3697（直通）
住民福祉課住民室 ☎82-2111（内線123）

保険料の納付は、口座振り替えが選べます

国民健康保険、長寿（後期高齢者）医療の保険料を年金天引きで納めている方、またはこれから年金天引きになる予定の方で、今後口座振り替えをご希望の方は、役場窓口にお申し出ください。

口座振り替えに変更申し出をする場合の概要

	国民健康保険、長寿医療制度
▼切り換えられる口座	①名義の指定なし (確実に納められる口座)
▼申し出に必要なもの	①本人の保険証 ②振替口座の預金通帳とお届け印 ③申出書 ④口座振り替え依頼書 } ※役場、広域連合に備え付けています（郵送請求可）
▼申し出先	お問い合わせ先の役場、広域連合

国民健康保険、長寿（後期高齢者）医療の保険料を年金天引きで納めていた方で口座振り替えに切り替えるためには、これまでは申出書、口座振り替え依頼書を提出し、かつ世帯主または配偶者がいて、年金収入が180万円未満であることなど、一定の条件を満たすことが必要でした。しかし今回の制度改正によって、これらの条件や名義の指定が撤廃されることになりました。

平成21年2月6日（金）までに申し出の手続きをすると、平成21年4月分から年金からの天引きが中止され、7月から口座振り替えでお支払いいただくことになります。年間の保険料は変わりませんが、1回当たりの納付額が変わることがあります。

申し出書は随時受け付けていますが、申し出の時期によって年金差し引きから口座振り替えに切り替わる時期が変わります。

なお、これまでの国保の納付実績などによって口座振り替えへの変更が認められない場合、口座振り替えに切り替えた後に滞納が続く時は、年金天引きに戻る場合がありますのでご了承ください。

保険料は税金の控除対象です

所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象になります。
「年金天引き」「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象になります。
「本人以外の口座から納めている場合」は、保険料を支払った方が控除の対象となります。

【注 意】

このお知らせは昨年12月12日時点での厚生労働省等からの情報を基に作成しています
今後内容の変更、修正がありましたら、随時お知らせします